

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名： 寒河江市

- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項
 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
- ・寒河江市地域公共交通会議において、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（寒河江市）
 - ・寒河江市外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（寒河江市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。
 (寒河江市、事業者)
- ・GTFS-JP (GTFS-RT) の作成・提供（寒河江市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(寒河江市)
- ・地域公共交通計画の<施策・事業2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、市民や来訪者への普及啓発（寒河江市）
 - ・交通系 IC カードの導入やサービスの連携の検討（寒河江市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
- ・市内循環バス及びデマンドタクシーの利用促進を図るために、市報や SNS、チラシ等の活用による周知の徹底（寒河江市）
 - ・域内の幹線系統も含めた公共交通のネットワークが一目で分かる広域公共交通マップ等の周知による利用促進（西村山地域広域連携協議会・寒河江市）
 - ・新規利用者の増加を図るために、公共交通体験会等の実施を検討（寒河江市、事業者）
 - ・必要に応じて、公共交通利用者へのアンケート調査の実施（寒河江市、事業者）

2. 運行システムの概要及び運送予定者

「表1」のとおり

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の寒河江市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
- ・ 寒河江市目標値（目標年度 R7）
県外 2,300 人、県内 900 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の寒河江市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
- ・ 寒河江市の目標値（目標年度 R7）
0.66 回／人（直近年度の実績：0.63 回／人の約 105%）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の寒河江市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円）

- ・ 寒河江市目標値（目標年度 R7）
市内循環バス：8,221 千円（直近年度の実績：9,134 千円の約 90%）
デマンド交通：7,972 千円（直近年度の実績：8,858 千円の約 90%）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の約 105%を目標）

- ・ 市内循環バス（国庫補助対象路線）の年間利用者数：4,641 人以上
（直近年度の実績：4,420 人）
- ・ デマンド交通（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,116 人以上
（直近年度の実績：2,968 人）
- ・ 市内循環バスの収支率：5.7%以上（直近年度の実績：5.4%）
- ・ デマンド交通の収支率：10.9%以上（直近年度の実績：10.4%）
- ・ 市内循環バスへの寒河江市負担額：8,221 千円（直近年度の実績：9,134 千円）
- ・ デマンド交通への寒河江市負担額：7,972 千円（直近年度の実績：8,858 千円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、市内循環バス沿線地域及びデマンドタクシー運行エリア内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、寒河江市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「市内循環バス」及び「デマンドタクシー」について、その運行に係る費用総額（23,339千円）のうち、寒河江市から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記の委託料も含めた「別紙（山形縣市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する寒河江市の負担については、山形縣市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

- ・ 令和3年6月28日（第1回）：国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の修正についての議論
- ・ 令和3年8月25日（第2回）：地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画認定申請の提出等についての議論
- ・ 令和4年1月31日（第3回）：令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価についての議論

- ・令和4年3月24日（第4回）：令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の手続き等について

<令和4年度>

- ・令和4年6月27日（第1回）：地域公共交通計画の修正等についての議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

- ・令和3年11月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年1月（書面協議）：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年2月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更
- ・令和4年3月（書面協議）：地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更

○ 寒河江市市地域公共交通会議

<令和3年度>

- ・令和3年9月17日（第1回：書面開催）
通院手段利便性向上に向けたモニター試験運行について
地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について
- ・令和3年10月19日（第2回：書面開催）
「寒河江～谷地線」の路線延長について
「山形駅前（山形道）谷地線」の「ひなの湯・産直センター前」バス停移設について
「谷地（寒河江）宮宿線」一部路線廃止および一部停留所廃止について
大江町乗合タクシーモニター試験運行について
- ・令和4年1月18日（第3回：書面開催）
地域公共交通確保維持改善事業（令和2年10月～令和3年9月）に関する事業評価について
- ・令和4年2月17日（第4回：書面開催）
寒河江市デマンドタクシーの共通乗降場の見直しについて

<令和4年度>

・

○ その他公共交通関連会合・住民説明会等

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況
<p>山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により寒河江市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。</p> <p>本市では、寒河江市地域公共交通会議の委員として、市民を代表してご意見をいただくために2地区の町会長連合会長及び1地区の区長、交通弱者等の意見を反映するために市民生児童委員協議会から1名の方にそれぞれ就任いただいております。地域の実態に基づき様々なご意見をいただいております。</p> <p>なお、本会議の会議資料及び会議録については、書面開催を除き、寒河江市のホームページで公開を行っている。</p>
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
「表5」のとおり
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
対象なし
(2) 交通手段の検討状況
対象なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

(所 属) 山形県 寒河江市 企画創成課

(氏 名) 主事 鈴木 すみれ

(電 話) 0237-85-1413

(e-mail) seisaku@city.sagae.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
寒河江市	中央タクシー 株式会社	(1) 北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2) 北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー 株式会社	(3) 南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4) 南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	241日	482回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(5) 幸生、醍醐・三泉、中郷		幸生、醍醐・三泉、中郷		往 km 復 km	241日	1205回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(6) 田代、谷沢		田代、谷沢		往 km 復 km	241日	964回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
					往 km 復 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
寒河江市	中央タクシー 株式会社	(1) 北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2) 北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー 株式会社	(3) 南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4) 南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	239日	478回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(5) 幸生、醍醐・三泉、中郷		幸生、醍醐・三泉、中郷		往 km 復 km	239日	1195回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(6) 田代、谷沢		田代、谷沢		往 km 復 km	239日	956回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
					往 km 復 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
寒河江市	中央タクシー 株式会社	(1) 北部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(2) 北部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往21.7km 復 循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	寒河江タクシー 株式会社	(3) 南部ルート右回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
		(4) 南部ルート左回り	寒河江駅	寒河江市立病院	寒河江駅	往19.3km 復 循環	240日	480回			路線定期	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(5) 幸生、醍醐・三泉、中郷		幸生、醍醐・三泉、中郷		往 km 復 km	240日	1200回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
	未定	(6) 田代、谷沢		田代、谷沢		往 km 復 km	240日	960回			区域運行	①	地域間幹線系統である山交バス路線や他市町の路線バス等と寒河江バスターミナルで接続	③
					往 km 復 km	日	回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行ダイヤ（北部ルート） 1、2便 右回り、3、4便 左回り

バス停名	1便	2便
寒河江駅	7:20	9:15
フローラ SAGAE	7:23	9:18
寒河江郵便局前	7:25	9:20
南町通り	7:26	9:21
本楯口	7:27	9:22
新山	7:30	9:25
日田城之内	7:32	9:27
日田高田	7:33	9:28
日田田中	7:34	9:29
JA 日田出張所	7:36	9:31
宝東	7:37	9:32
宝西	7:38	9:33
下河原下	7:42	9:37
下河原上集会所	7:44	9:39
西根北部公民館	7:46	9:41
総合支庁前	7:48	9:43
市民文化会館	7:50	9:45
石持公民館	7:52	9:47
ハートフルセンター	7:55	9:50
西根南部公民館	7:58	9:53
寒河江市役所	8:00	9:55
マックスバリュ寒河江中央店	8:02	9:57
平野医院	8:05	10:00
栄町	8:08	10:03
寒河江駅	8:10	10:05
元町公民館	8:13	10:08
寒河江市立病院	8:16	10:11
陵南さとう整形外科	8:17	10:12
チェリーナさがえ	8:20	10:15
美原町公民館	8:22	10:17
若葉町公民館	8:26	10:21
寒河江駅	8:28	10:23

バス停名	3便	4便
寒河江駅	10:40	13:20
若葉町公民館	10:42	13:22
美原町公民館	10:46	13:26
チェリーナさがえ	10:48	13:28
陵南さとう整形外科	10:51	13:31
寒河江市立病院	10:52	13:32
元町公民館	10:55	13:35
寒河江駅	10:58	13:38
栄町	11:00	13:41
平野医院	11:03	13:43
マックスバリュ寒河江中央店	11:06	13:46
寒河江市役所	11:08	13:48
西根南部公民館	11:10	13:50
ハートフルセンター	11:13	13:53
石持公民館	11:16	13:56
市民文化会館	11:18	13:58
総合支庁前	11:20	14:00
西根北部公民館	11:22	14:02
下河原上集会所	11:24	14:04
下河原下	11:26	14:06
宝西	11:30	14:10
宝東	11:31	14:11
JA 日田出張所	11:32	14:12
日田田中	11:34	14:14
日田高田	11:35	14:15
日田城之内	11:36	14:16
新山	11:38	14:18
本楯口	11:41	14:21
南町通り	11:42	14:22
寒河江郵便局前	11:43	14:23
フローラ SAGAE	11:45	14:25
寒河江駅	11:48	14:28

運行ダイヤ（南部ルート） 1、4便 右回り、2、3便 左回り

バス停名	1便	4便
寒河江駅	7:50	13:00
栄町	7:52	13:02
ヤマザワ寒河江プラザ店	7:54	13:04
花楯町前	7:56	13:06
本楯公民館	7:58	13:08
東新山公民館	8:01	13:11
高屋3	8:07	13:17
高屋公民館	8:08	13:18
南部小学校入口前	8:10	13:20
西浦	8:13	13:23
皿沼公民館	8:15	13:25
上高屋公民館	8:17	13:27
高屋2-1	8:19	13:29
南部地区公民館	8:20	13:30
島公民館	8:22	13:32
市民浴場	8:24	13:34
若葉町公民館	8:28	13:38
美原町公民館	8:32	13:42
チェリーナさがえ	8:35	13:45
陵南さとう整形外科	8:39	13:49
寒河江市立病院	8:41	13:51
元町公民館	8:44	13:54
フローラ SAGAE	8:49	13:59
寒河江駅	8:52	14:02

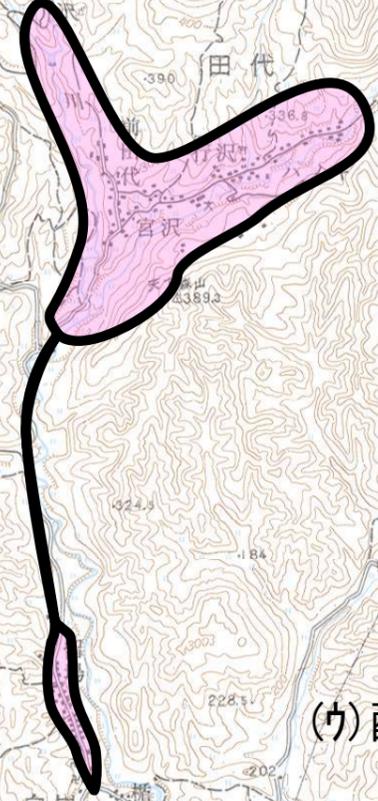
バス停名	2便	3便
寒河江駅	9:50	11:10
フローラ SAGAE	9:53	11:13
元町公民館	9:58	11:18
寒河江市立病院	10:01	11:21
陵南さとう整形外科	10:03	11:23
チェリーナさがえ	10:07	11:27
美原町公民館	10:10	11:30
若葉町公民館	10:14	11:34
市民浴場	10:18	11:38
島公民館	10:20	11:40
南部地区公民館	10:22	11:42
高屋2-1	10:23	11:43
上高屋公民館	10:25	11:45
皿沼公民館	10:27	11:47
西浦	10:29	11:49
みなみ保育所前	10:32	11:52
高屋公民館	10:34	11:54
高屋3	10:35	11:55
東新山公民館	10:41	12:01
本楯公民館	10:44	12:04
花楯町前	10:46	12:06
ヤマザワ寒河江プラザ店	10:48	12:08
栄町	10:50	12:10
寒河江駅	10:52	12:12



(7) 幸生エリア



(イ) 田代エリア



(ウ) 醍醐・三泉エリア



(エ) 谷沢エリア



(オ) 中郷エリア



事前登録・
予約制

寒河江市デマンドタクシー チェリン号

路線バスなどが走っていない地域の乗合タクシーです！
ご自宅前と共通乗降場間を走ります！



運行日

月曜日から金曜日
(土曜日、日曜日、祝日、8月13～16日、12月29日～1月3日は運休)

運行回数・時間

1日7便
午前の便 ▶ 7:30発・9:00発・10:30発・12:00発
午後の便 ▶ 1:30発・3:00発・5:30発
(タクシー会社の車庫を出発する時間です。)

共通乗降場

公共施設等・市内医療機関・調剤薬局・金融機関等・
食品スーパーマーケット ※詳しくは裏面をご覧ください。

運行地域・利用料金

運行地域	利用料金 (大人片道)
幸生地区	500円
中郷地区(中郷、金谷、平塩)	300円
醍醐・三泉地区 (慈恩寺、日和田、箕輪、道生、 雲河原、菊地堂、上河原、入倉)	300円

運行地域	利用料金 (大人片道)
田代地区(田代、留場)	500円
谷沢地区 (米沢、清助新田、谷沢)	300円

※小学生、障がい者は半額。
6歳未満は無料。

予約センター
電話番号 ☎86-8395

予約センター
電話番号 ☎86-8393

予約時間

午前8:30から午後5:00まで ※利用日の3日前から予約できます。
午前の便 ▶ 前日午後5:00まで
午後の便 ▶ 当日午前10:00まで

利用手順

①電話で予約

利用者証を準備し、予約センターに電話します。利用者番号、お名前、利用日、利用したい便の時刻、乗降場所を伝えます。

②お迎え

ご自宅前または共通乗降場へ迎えに行きます。車両にチェリン号のステッカーをつけております。乗車の際、利用者証を提示してください。

③目的地へ

同じ地域で同じ便を予約した方々を乗せて目的地へお送りします。



共通乗降場 一覧表

施設等名称		施設等名称		施設等名称	
公共施設等		41	陵南眼科クリニック	81	さがえ調剤薬局
1	寒河江市役所	42	ほなみ透析クリニック	82	ら・ふらんす調剤薬局寒河江店
2	ハートフルセンター	43	寒河江市西村山郡医師会総合健診センター	83	陵南調剤薬局
3	フローラ・SAGAE	44	あんどろクリニック	84	ファーコス薬局あんず
4	寒河江市文化センター	45	鬼海小児科	85	カワチ薬局寒河江店
5	JR寒河江駅	46	おやま整形外科クリニック	86	ウエルシア薬局寒河江栄町店
6	JR羽前高松駅	医療機関（歯科）		87	ふれあい調剤薬局中郷店
7	寒河江市立病院	47	土田歯科医院	88	かえで薬局ほなみ店
8	西部地区公民館	48	鈴木歯科医院	89	かえで薬局末広町店
9	柴橋地区公民館	49	菊地歯科医院	90	コスモス薬局南寒河江店
10	寒河江市市民浴場	50	せいの歯科医院	金融機関等	
11	チェリーナさがえ	51	鈴木歯科	91	白岩郵便局
12	寒河江市老人福祉センター	52	奥山歯科医院	92	宮内簡易郵便局
13	チェリーランドさがえ	53	大沼歯科医院	93	JA寒河江西支所 白岩ふれあいセンター
14	慈恩寺テラス	54	大久保歯科医院	94	JA寒河江西支所 醍醐ふれあいセンター
医療機関（医科）		55	石山歯科	95	三泉郵便局
15	中正堂高橋医院	56	石川歯科医院	96	JA寒河江東支所 三泉ふれあいセンター
16	三浦医院	57	サカエ歯科クリニック	97	高松郵便局
17	国井クリニック	58	高橋歯科	98	JA寒河江西支所
18	陵南さとう整形外科	59	卯月歯科クリニック	99	柴橋郵便局
19	折居内科医院	60	佐藤歯科医院	100	JA柴橋支所
20	渡辺外科胃腸科医院	61	井上歯科医院	101	JA本所
21	にとろ小児科医院	62	みずき歯科クリニック	102	荘内銀行寒河江支店
22	土田内科医院	63	国井デンタルクリニック	103	山形銀行寒河江中央支店
23	横山耳鼻咽喉科医院	64	白田歯科医院	104	きらやか銀行寒河江支店
24	大原医院	65	さくらんぼ歯科クリニック	105	山形中央信用組合寒河江支店
25	菊地胃腸科内科医院	66	なないろデンタルクリニック	106	山形中央信用組合陵南出張所
26	豊岡整形外科	調剤薬局		107	山形信用金庫寒河江支店
27	寒河江武田内科往診クリニック	67	佐藤薬局	108	東北労働金庫寒河江支店
28	鈴木眼科	68	中央通り調剤薬局	109	寒河江郵便局
29	国井医院	69	大久保薬局落衣店	110	寒河江北郵便局
30	小松医院	70	共創未来寒河江薬局	111	寒河江島郵便局
31	小関内科胃腸科医院	71	アップル調剤薬局	食品スーパーマーケット	
32	山崎医院	72	柴橋薬局	112	ヤマザワ寒河江プラザ店
33	あびこ耳鼻咽喉科クリニック	73	ファーコス薬局あすなろ	113	ヤマザワ寒河江西店
34	あきば医院	74	健康堂薬局	114	ヨークベニマル寒河江店
35	熊坂整形外科医院	75	大久保薬局	115	マックスバリュ東北高松店
36	すまいるレディースクリニック	76	コスモ調剤薬局高田店	116	マックスバリュ東北寒河江西店
37	平野医院	77	おしどり薬局仲谷地店	117	マックスバリュ東北寒河江中央店
38	田村内科・消化器科クリニック	78	調剤薬局ツルハドラッグ寒河江西店	118	おーばん寒河江店
39	さとうクリニック	79	日本調剤寒河江薬局	119	おーばん寒河江西店
40	南さがえ病院	80	そよかぜ薬局寒河江店	120	フードセンターたかき元町店



利用上の注意 デマンドタクシーは通常のタクシーとは異なります！

- ① 利用する前に、事前に市に利用登録が必要です。
- ② 各運行地域と共通乗降場間の運行となるため途中乗車及び途中下車はできません。
- ③ 同じ便を予約した方と乗り合いとなるため、時間には余裕をもってご予約ください。

【問合せ先】 寒河江市役所 企画創成課 85-1413

山形県西村山地域公共交通マップ

2022[令和4]年度
2022.04.01 → 2023.03.31



各路線時刻表

JR左沢線 山形・左沢	JR左沢線 左沢・山形	山交バス・高速バス B C D E	寒河江市 F G	天童市 H
河北町 I J K	東根市 L	西川町 M N O P Q	朝日町 R	朝日町 S
大江町 T				

レンタサイクル

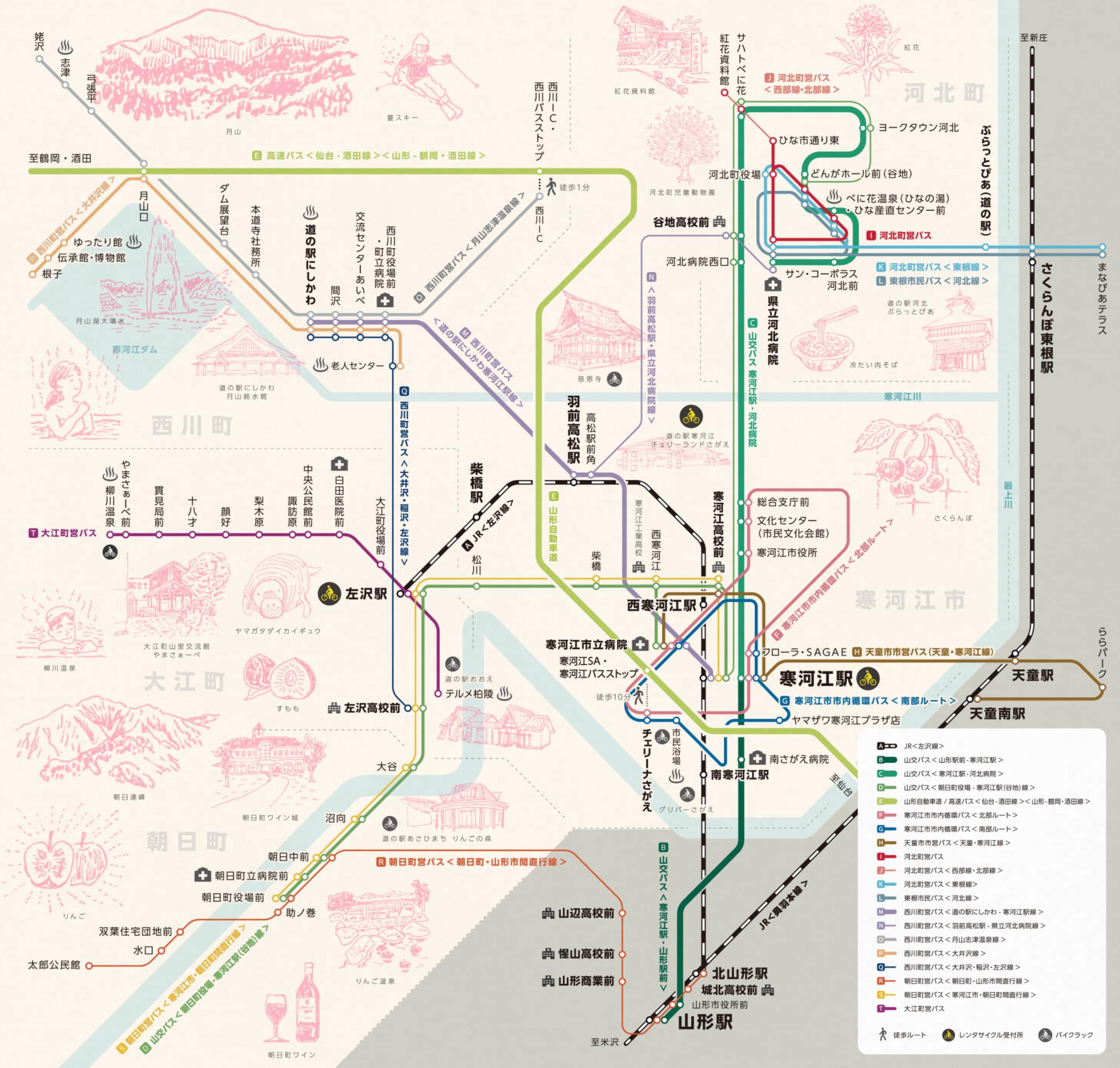
寒河江市
受付場所：●寒河江駅(〒991-0031 山形県寒河江市本町1丁目1-1 / 寒河江駅 見晴らしサロン)
●道の駅寒河江チェリーランド(〒990-0523 山形県寒河江市八幡字川原919-8 / 道の駅寒河江 総合観光案内所)
受付時間：4月中旬～10月下旬日曜日、土曜日、祝日 9:00～15:00
料金：300円/回
お問合せ：(一社)寒河江市観光物産協会 TEL 0237-86-8866

大江町
受付場所：JR左沢駅窓口(〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢字前田)
受付時間：4月中旬～11月中旬 10:00～16:00
料金：無料(電動アシスト付自転車・申込時に本人確認のため免許証等をご提示いただきます)
最大台数：5台
お問合せ：大江町政策推進課 まちづくり推進係 TEL 0237-62-2118

お問い合わせ先

寒河江市 ☎0237-85-1413 (寒河江市企画創成課 政策調整係 / 寒河江市地域公共交通会議 事務局)
河北町 ☎0237-73-2111 (河北町まちづくり推進課 生活環境係)
西川町 ☎0237-74-4118 (西川町民務課 生活環境係)
朝日町 ☎0237-67-2112 (朝日町政策推進課 地域振興係)
大江町 ☎0237-62-2118 (大江町政策推進課 まちづくり推進係)
天童市 ☎023-654-1111 (天童市市民部生活環境課)
東根市 ☎0237-42-1111 (東根市生活環境課 市民生活係)
山交バス ☎0237-86-2181 (寒河江営業所)

発行元：西村山地域広域連携協議会(事務局：村山総合支庁西村山連携支援室 ☎0237-86-8143)



- A JR<左沢線>
 - B 山交バス<山形駅前-寒河江駅>
 - C 山交バス<寒河江駅-河北病院>
 - D 山交バス<朝日町役場-寒河江駅(谷地)線>
 - E 山形自動車道 / 高速バス<仙台-酒田線><山形-鶴岡-酒田線>
 - F 寒河江市市内循環バス<北部ルート>
 - G 寒河江市市内循環バス<南部ルート>
 - H 天童市市営バス<天童-寒河江線>
 - I 河北町営バス
 - J 河北町営バス<西部線・北部線>
 - K 河北町営バス<東根線>
 - L 東根市市民バス<河北線>
 - M 西川町営バス<道の駅にしかわ-寒河江駅線>
 - N 西川町営バス<羽前高松駅・県立河北病院線>
 - O 西川町営バス<月山志津温泉線>
 - P 西川町営バス<大井沢線>
 - Q 西川町営バス<大井沢・稲沢・左沢線>
 - R 朝日町営バス<朝日町・山形市間直行線>
 - S 朝日町営バス<寒河江市・朝日町間直行線>
 - T 大江町営バス
- 歩 徒歩ルート バイクラック

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	寒河江市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	18,071
交通不便地域等	1,768

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,768	白岩地区(旧白岩村)	山村振興法

地域公共交通利便増進計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

山形県寒河江市 交通不便地域



山形県寒河江市 人口集中地区（赤色）

